

資料編

資料編

1 環境保全関連の指定地域の概要図

福岡県の土地利用基本計画に基づいて、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法の各個別法規制に基づく指定地域の概要を示します。

(1) 都市地域

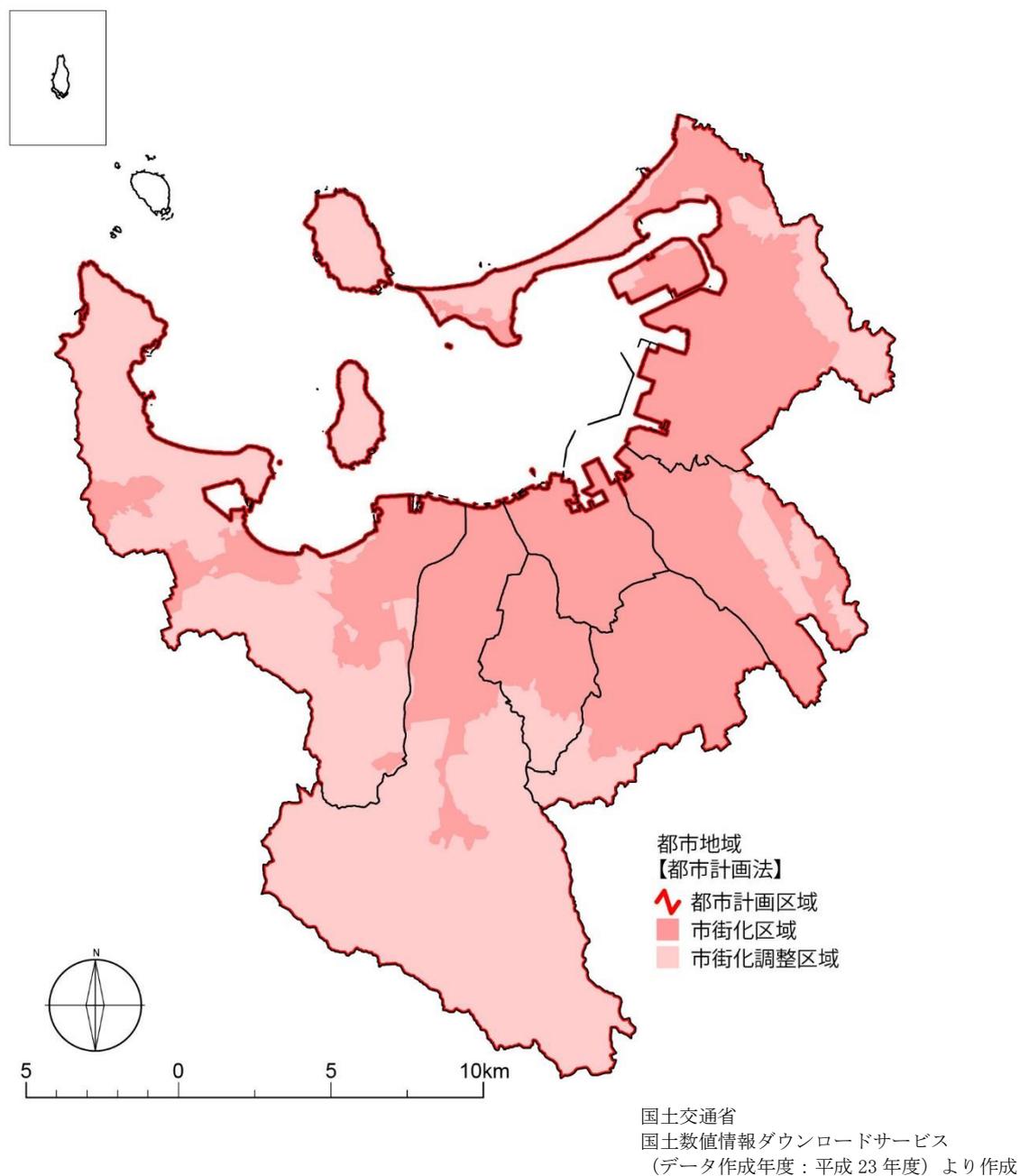


図 福岡市の土地利用の概要（都市地域）

(2) 農業地域

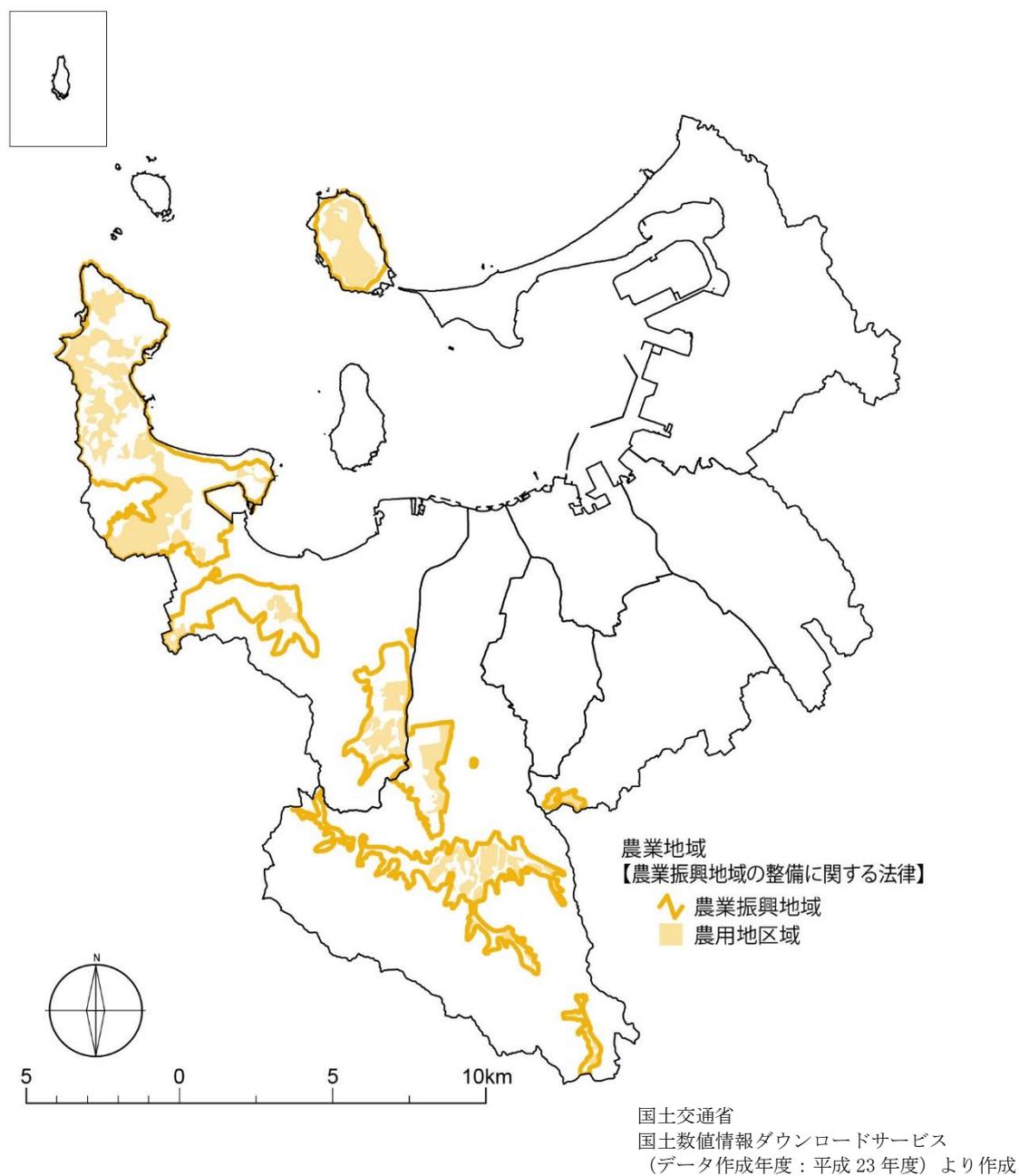
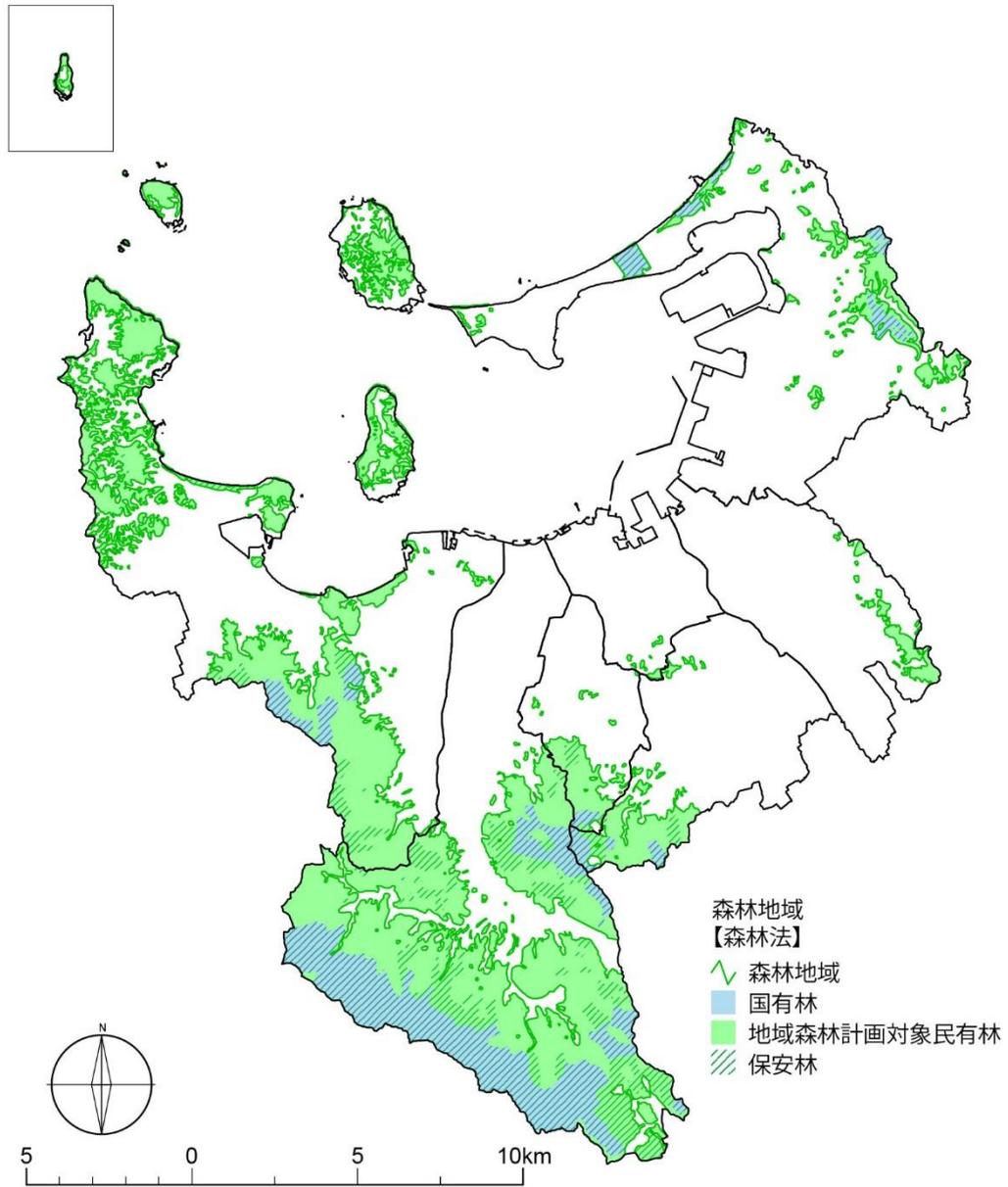


図 福岡市の土地利用の概要（農業地域）

(3) 森林地域



国土交通省
国土数値情報ダウンロードサービス
(データ作成年度：平成 23 年度) より作成

図 福岡市の土地利用の概要（森林地域）

(4) 自然公園地域及び自然保全地域

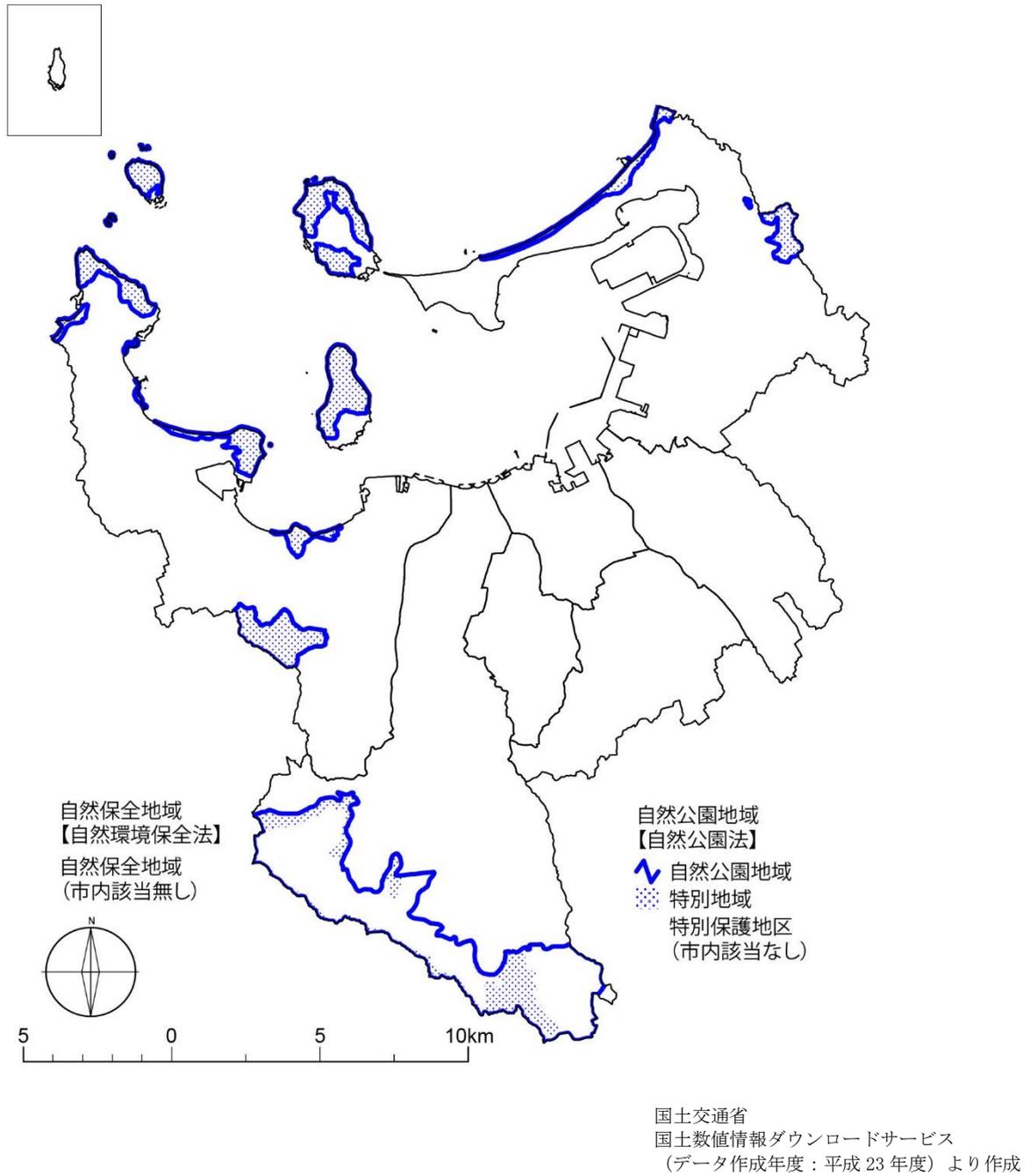


図 福岡市の土地利用の概要（自然公園地域及び自然保全地域）

2 生物多様性の保全

① 貴重・希少生物の保全

貴重・希少生物とは固有性，希少性，立地依存性，脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指します。開発を含む環境変化に弱い種が多く，これらを保全することが種の多様性保全につながります。

国や福岡県のレッドデータブックでは，絶滅のおそれのある野生生物種と絶滅の危険性のランクのほか，それらの種の生息・生育状況や生態系などが示されています。これらのデータをもとに配慮の方法を検討します。

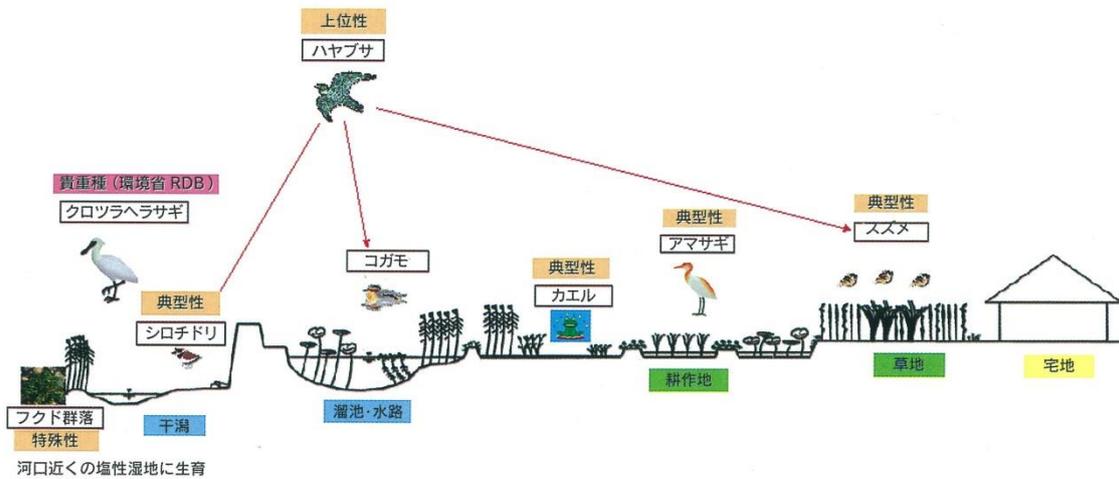
② 生態系を特色づける種（上位性，典型性，特殊性を示す種）の保全

生態系の特色を構造面から示す指標種を抽出し，これを適正に保全することで，生態系全体を良好な状態に保つことをねらいとします。生態系を特色づける種は，上位性，典型性，特殊性の面から該当するものを抽出し，将来にわたって継続的に生息・生育できる環境づくりを検討します。

表 生態系を特色づける指標種の概要

上位性	食物連鎖の上位に位置するという性質を表します。生物間の食べる，食べられるの関係の中で食べる側（捕食者）に位置する種・群集を対象とします。
典型性	地域の生態系の特徴を代表するという性質を表します。地域の特徴的な環境を主な生息・生育場所としている種・群集を対象とします。
特殊性	特殊な環境を代表するという性質を表します。限られた環境を生息・生育場所としている種・群集を対象とします。

地域を特色づける生態系の例（今津干潟近くの里地）



今津干潟に隣接した里地における生態系構造としては、上図に示すように、貴重種としてはクロツラヘラサギ、また、上位性の種としてはハヤブサ、典型性の種としてはアマサギやシロチドリ、スズメ、カエル、特殊性の種としては河口近くの塩性湿地にフクド群落が位置づけられます。

上図では表していませんが、多くの水鳥や水生生物（魚類、両生類、水生昆虫、水生植物）、草地に棲む爬虫類、昆虫類、土壌生物等が依存、共生、捕食関係にあり、また、畑地や水田、ハス池が適切に管理されることにより、豊かな生物の多様性が形成されています。

また、生物の多様性の形成には、野生動物の活動を支える一次生産者である植物と植物の生育基盤である土壌環境が重要な役割を果たしています。

③ 生物の生息・生育空間のネットワークの確保

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図るためには、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間の繋がりや適切な配置が確保された生態的ネットワークを形成していくことが必要です。

自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、地域の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支える質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。その際、森林における緑の回廊設定や農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港などにおける取り組みを通じた各種の生息・生育空間や生態的回廊の確保などに努める必要があります。

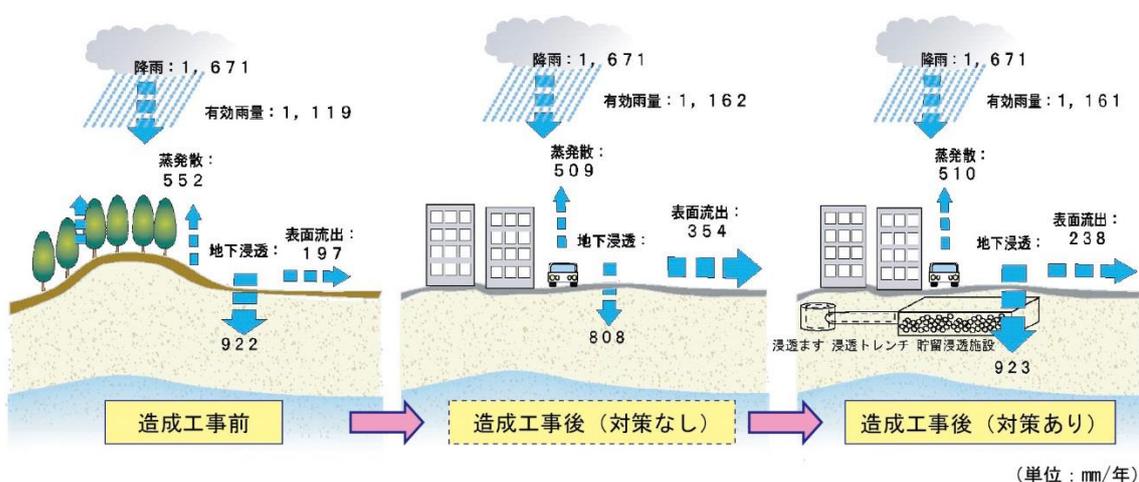
3 環境配慮関連情報

(1) 福岡市内での環境配慮事例

1) 九州大学統合移転事業での取り組み

① 水循環保全の取り組み

九州大学伊都キャンパスは周辺地域の貴重な水源域にあり、周辺の水の利用(特に飲用、農業用の地下水)に障害が発生しないようにする必要があります。そこで、造成による地下への雨水浸透量の減少を予測し、建物周辺に浸透施設を設置することで造成前と同程度の浸透量を確保することが計画されています。



雨水貯留浸透施設



雨水浸透トレンチ



雨水浸透樹

図 地下水の保全措置

2) 生態系に配慮した河川の維持管理(福岡市内二級河川)

河川の維持管理中に行われる浚渫(しゅんせつ)事業は、生態系に配慮したいくつかの工夫をすることで、絶滅危惧魚類の生息場を創出することができます。

福岡市内に流入するある二級河川での浚渫事業では、以下の工夫を行いました。

- ・魚類の生息場への直接的な影響を避けるため滞筋(みおすじ)に手を加えない。
- ・セイタカアワダチソウなどの外来種を抑制するため河川敷の高さを平水位から 50cm になるように土砂を除去することで冠水頻度を上昇させる。

浚渫に際して、滞筋を変えないこと、河川敷の高さを平水位から 30~50cm 程度の高さにカットすることが重要なポイントです。

工事から 1 年後には十分に在来の植物が回復しました。

また、その後の大雨による増水で、数種の絶滅危惧魚類がよく利用するワンドと二次流路が形成され、生息場の多様性が向上しました。



浚渫工事实施前



浚渫工事实施直後



浚渫工事一年後

3) 西南学院大学田尻グリーンフィールドの整備事業での取り組み

西南学院大学田尻グリーンフィールドの整備事業では、環境影響評価方法書における土地利用計画を見直して「環境保全ゾーン」を設置するなど、環境保全に積極的な取り組みを行いました。環境保全措置の内容を下表に示しますので、参考にしてください。

表 西南学院大学田尻グリーンフィールドの整備事業での環境保全措置

影響要因	環境保全措置の内容	適用する環境要素
造成工事に係るもの	仮囲いを設置し、周辺地域への騒音及び粉じんの飛散を抑え、陸生動物からの目隠しとする。	粉じん等・騒音・動物・生態系
	施工時においては、気象状況によっては散水を強化し、粉じんの発生を抑制する。	粉じん等
	気象情報に注意し、強風時には作業を一時中断する等の措置を行う。	
	施工機械の選定にあたっては、極力低騒音型・低振動型の建設機械を導入する。	騒音・振動・動物・生態系
	施工管理を徹底し、工事工程、計画作業量を遵守する。	粉じん等・騒音・振動・動物・生態系
	施工計画を検討し、作業の分散化、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力避ける。	
	施工機械の整備・点検を十分に行い、無理な負荷が生じないようにする。	
	工事の作業時間帯は原則として、午前8時～午後5時までとし、早朝及び夜間、日曜の作業は行わない。	
	盛土施工前の地表面にトレンチ（素掘の排水溝：幅0.5m、高さ0.5m）を掘削して、地表水を排除する。	地盤沈下
	盛土工事の際は、所定の厚さ（t=30cm）で土を均等にまき出して、十分な転圧を行うとともに、振動の影響を避けるため、施工機械を一カ所に集中させない。	
	仮設沈砂池及び仮設排水路等を設け、地区外への濁水の流出を抑制する。	水質（水の濁り）
	仮設沈砂池の設計にあたっては、今津湾等への配慮を行い十分な沈砂効果が得られる構造や容量とする。仮設沈砂池及び仮設排水路等は、その沈砂機能を維持するよう降雨による土砂を適時取り除く。	
	造成工事の状況によっては、土のう、ビニールシート等により土砂流出防止に努める。	
	造成面の小まめな転圧、法面保護のための芝張工をすみやかに行う。	
	施工計画を検討し、調整池の機能を有する環境保全ゾーンの整備を先行的に実施する。	水質（水の濁り）・動物・植物・生態系
	施工計画を検討し、動物の対象事業実施区域外への移動（ウナギ・カゼトゲタナゴ・ドジョウ・メダカ、ヌマガエル等）や繁殖活動（オオヨシキリ等）への影響を低減する。	動物
	水路工事では水系のつながりを考慮し、対象事業実施区域上流側水路の改修を下流側や対象事業実施区域外への移動経路を確保しつつ先行して行って区域外水路に切り替えた後、区域内水路の改修にはいる。これにより、対象事業実施区域内に生息する個体への影響の低減を図る。	
	工事中に重要な動物種を確認した場合は必要に応じて保護し、環境保全ゾーンや影響のない区域へ移動させる。	

影響要因	環境保全措置の内容	適用する環境要素
造成工事に係るもの	対象事業実施区域内に生育する13カ所のナンゴクデンジソウの移植先は、環境保全ゾーン内の中で現生育地点の立地環境に近い環境を呈する場所を選定する。また移植の時期は、個体の確認・識別が困難な冬枯れ時期を避け、生長の始まる春季(養分を蓄えて元気な状態のため活着しやすい)や活発な生長を終えて休眠期に向かう秋季(生育活動が緩やかで、移植の刺激にも順応しやすい)に行う。	植物
	対象事業実施区域内に生育するコギシギシ、カワヂシャ、ヒメコウガイゼキショウを可能な限り環境保全ゾーン内に移植する。	
	環境保全ゾーンや緑地が十分目的を果たすように、工事関係者に対して環境保全ゾーンへの不要な立ち入りを行わないことや、工事中に新たに確認された重要種は、すみやかに移植されることを周知・徹底する。	
	施工計画を検討し、環境保全ゾーンの整備を先行的に実施する。また、ヌマガエル等の冬眠個体に影響が生じないように、冬季からの工事開始は行わない。さらに、影響区域外への移動が支障なく行われるよう、施工位置等について配慮する。	生態系
資材等運搬車両の走行に係るもの	場内道路については仮舗装を施し、散水を行うことにより粉じんの発生を抑制する。	粉じん等
	工事用車両のタイヤ洗浄を行う。	
	施工管理を徹底し、工事工程、計画作業量を遵守する。	粉じん等・騒音・振動
	資材等運搬車両の走行は、制限速度を遵守する。	
	工事関係者に対して、対象事業実施区域内やその周辺では低速で車両を走行させるように周知、徹底する。	
	施工計画を検討し、作業の分散化、資材等運搬車両の集中稼働・高負荷運転を極力避ける。	
	資材等運搬車両の整備・点検及び洗車を十分に行い、無理な負荷が生じないようにする。	
工事の作業時間帯は原則として、午前8時～午後5時までとし、早朝及び夜間、日曜の作業は行わない。	騒音・振動	
廃棄物等に係るもの	アスファルト塊及びコンクリート塊については、全量を対象事業実施区域周辺の適正な再利用施設(中間処理施設)へ搬出し、不法投棄の防止及び廃棄物の再利用を促進する。	廃棄物
	工事により発生する建設廃材については、再生資源と廃棄物の分別を徹底して行い、廃棄物の発生を抑止する。	
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(1970[昭和45]年12月25日、法律137号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(2000[平成12]年5月31日、法律第104号)に基づく事項を確実に遵守し、適正な処理及び再利用を図る。	
供用時の存在に係るもの	ラグビー場、アメリカンフットボール場及びサッカー場の外周部及びアーチェリー場に芝張り工を施す他、対象事業実施区域のグラウンド外周に高木等の植樹を施し、施設利用による周辺への影響の緩衝地帯とする。	粉じん等・動物・生態系・景観
	対象事業実施区域内に、生育環境消失の代償として水辺環境等を設けた環境保全ゾーン(調整池の機能を有する)を整備する。	水質(塩分)・動物・植物・生態系・景観・人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	環境保全措置の内容	適用する環境要素
供用時の存在に係るもの	環境保全ゾーンや緑地が十分機能を果たすように、施設設備や利用規則を考慮する。特に環境保全ゾーンについては不必要に立ち入らないようにし、池の水量管理、定期的な除草等の管理を行う。	水質（塩分）・動物・植物・生態系・景観
	グラウンドにおいては、必要に応じて散水を行い粉じんの発生を抑制する。	粉じん等
	グラウンドは表層の処理（湿潤効果のある塩化カルシウム等の散布・混合）を行い、乾燥を防ぎ粉じん発生を抑制する。	
	定期的にグラウンドの表層の状況を把握し、グラウンドの管理を行う。	
	環境保全ゾーン内、駐車場にそれぞれ調整池を整備し、雨水排水の時間あたりの排出量を現状と同程度にする。	水質（塩分）
	浸透性側溝、柵等の雨水浸透施設を設け、雨水排水の流出量を抑制する。	動物・植物・生態系・景観・人と自然との触れ合いの活動の場
	グラウンドにおいては、必要に応じて散水を行い粉じんの発生を抑制する。設ける夜間照明施設は、本格的なナイター照明ではなく、練習・レクリエーションレベル程度の照度を確保するものとし、施設利用時間（午後6時～午後9時）の管理を徹底する。	
	バックネット、照明灯の高さはできる限り低くし、管理棟などの構造物の色調は、周辺との調和を図る。	
グラウンドに設ける夜間照明施設は、取り付け位置を考慮し、光害対策形投光器等の設置を行って、自然の光環境を乱さないように配慮したものとする。	景観・動物・植物・生態系	
供用時の利用に係るもの	「方法書」までの駐車場計画を見直し、施設規模や最大利用人員数に基づき必要最小限の駐車場計画とする。	騒音・振動・人と自然との触れ合いの活動の場・温室効果ガス
	イベント時には競技が重ならないよう十分配慮する。	
	イベント時には、公共交通機関並びにバスのチャーター等により、車両の乗り入れ台数を極力減らすよう努める。	
	イベント時には、他の大学及びイベント関係者にも働きかけ、バス等の利用を促す。	
	学生の交通手段については、基本的には公共交通機関利用で、自動車利用を認めない。ただし、用品の運搬等やむをえない事情がある場合は自動車利用を認め、その場合は自動車の乗り合いを励行する。	
	グラウンドに設ける夜間照明施設は、本格的なナイター照明ではなく、練習・レクリエーション程度の照度を確保するものとし、施設利用時間（午後6時～午後9時）の管理を徹底する。	動物・植物・生態系

(2) 参考・関連情報

福岡市以外の都市の環境配慮指針や環境配慮の参考となる事例・工法などについて、ホームページで公開されている情報を参考として示します。

ただし、ホームページアドレスは本指針改定時のものですので、アクセスできない場合は、名称をもとに検索してください。

表 東京都及び政令指定都市の環境配慮指針等（平成 28 年 1 月現在）

都市	名称	URL
札幌市	環境配慮指針	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/regard_indicator.html
仙台市	仙台市自然環境に関する基礎調査報告書	http://www.city.sendai.jp/shizen/dobutsu/tayousei/1215384_2904.html
千葉市	千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/shizen/sizen_redlist.html
東京都	東京都環境基本計画 2016 -環境の確保に関する配慮の指針	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/plan/master_plan/body.html
川崎市	川崎市環境基本計画 -第7章環境配慮指針	http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000005139.html
横浜市	横浜市環境配慮指針	横浜市環境配慮指針： http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyoushishin/hairyosha.pdf 横浜市環境配慮指針 資料編： http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyoushishin/hairyoshiryosha.pdf
相模原市	相模原市環境基本計画	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/plan/017591.html
浜松市	浜松市環境配慮指針	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/kankyouhairyo/index.html
堺市	事前配慮指針 環境影響評価技術指針	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/kankyoassessment/hyokaseido/assess_reiki.html
神戸市	神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル及び事例集 神戸市環境影響評価マニュアル〔植物・動物・生態系編〕及び事例集	http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/assessment/scheme/index.html#midashi40464
岡山市	自然環境配慮技術指針，自然環境配慮ガイドライン 自然環境配慮情報システム	http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyouhozen_00355.html
広島市	環境配慮指針	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1266815455604/simple/kankyouhairyosha.pdf
北九州市	北九州市環境配慮指針	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0181.html
熊本市	熊本市公共事業環境配慮指針	http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=5932&e_id=9

表 環境配慮事例情報・その他参考情報（平成 28 年 1 月現在）

管理団体	名称	URL
自治体		
環境省	自主的な環境配慮の取組事例集	http://www.env.go.jp/press/101179.html
秋田県	公共工事における環境配慮事例	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1390818038427/index.html
石川県	石川県開発事業等環境配慮指針 環境配慮事例	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/hairyo.html
兵庫県	生物多様性配慮指針 事例集	http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub02.html
広島県	広島県環境配慮ガイドライン 環境配慮の事例	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/h-h2-gaido-rain-index.html
山口県	山口県環境配慮事例集	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/assessment/kannkyoueikyoku.html
福岡県	福岡新技術・新工法ライブラリー	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html
	福岡県希少野生生物分布情報	http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html
大分県	大分県環境配慮推進要綱	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kankyo-assess.html
長崎県	長崎県環境配慮型公共工事事例集	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/koji-jirei/
	長崎県環境基本計画 －事業別配慮指針	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/keikaku-hakusho/keikaku/
沖縄県	第 2 次沖縄県環境基本計画 －各主体の役割及び環境への配慮指針	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/kikaku/3518.html
	自然環境の保全に関する指針	http://www.pref.okinawa.jp/okinawa_kankyo/shizen_hogo/hozen_chiiki/shishin/index.html
その他		
一般財団法人 先端建設技術 センター	NETIS プラス（新技術情報データベース）	http://www.netisplus.net/NETISPLUSDB/NETISPLUSDB/top
一般社団法人 農業農村整備 情報総合セン ター	農業農村整備民間技術情報データベース	http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do

表 環境情報関連ホームページ（平成 28 年 1 月現在）

管理団体	名称	URL
福岡市	福岡市ホームページ	http://www.city.fukuoka.lg.jp/
福岡市環境局	福岡市の環境	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/
福岡市都市計画部	福岡市都市計画閲覧システム	http://sonicweb-asp.jp/fukuoka/
福岡市文化財部	福岡市の文化財	http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/
福岡県	福岡県ホームページ	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
福岡県環境部	ふくおか環境ひろば	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html
福岡県環境部	福岡県の希少野生生物 RED DATA BOOK FUKUOKA	http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/
環境省	環境省ホームページ	http://www.env.go.jp/
環境省	環境経済情報ポータルサイト	http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/
環境省総合環境政策局	環境影響評価支援ネットワーク	http://www.env.go.jp/policy/assess/
環境省自然環境局	生物多様性センター	http://www.biodic.go.jp/
環境省自然環境局	日本の外来種対策	https://www.env.go.jp/nature/intro/
環境省水・大気環境局	大気汚染物質広域監視システム そらまめ君	http://soramame.taiki.go.jp/
国土交通省	国土交通省ホームページ	http://www.mlit.go.jp/
国土交通省	国土数値情報ダウンロードサービス	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/
一般財団法人環境イノベーション情報機構	EIC ネット	http://www.eic.or.jp/

4 用語集

アオサ	海域に生息する緑藻類の一種。近年、富栄養化した浅海域で大量に発生し、悪臭による生活環境上の問題となっています。その一方でアオサは、りん、窒素を吸収するので、富栄養化の原因となる栄養塩類の除去に貢献しているといえます。
赤潮	プランクトンの異常発生のために海水が変色する現象をいいます。原因となるプランクトンは鞭毛藻類、珪藻類などであり、はなはだしい場合は魚介類に被害を与えることもあります。
悪臭物質	特有のにおいをもっている化合物は40万種にも達するといわれていますが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか低級脂肪酸などがあげられます。
アスベスト	アスベスト(石綿)は、高い抗張力と柔軟性を持った繊維状の天然鉱物の総称であり、耐熱性、耐薬品性、防音性、電気絶縁性などに優れた特質を持っていることから、貴重な工業材料として利用されています。しかし、長期間暴露することにより、石綿肺、肺がんや悪性中皮腫などの疾患が発生するといわれています。アスベストのうち主に用いられているのは、大部分が蛇紋石類のクリソタイルで、ついで角閃石類のアモサイト、クロソドライトです。
アマモ	海の浅い砂地に生える海草。アマモ場は、魚介類の産卵・生育場所など水産増殖の基盤や沿岸生態系における物質循環・生物多様性の保全にとって重要ですが、全国的に減少傾向にあります。
一般廃棄物	日常生活に伴って発生するごみやし尿などのことをいいます。
エコトーン	海と陸、森林と草原などのように、二つの生物群集が接する移行帯のことで、一般に、隣接する群集構成種が相互に混じり合ったり、競争関係にあったりしてエコトーンが形成され、生物の種類が豊富になっています。
オーバブリッジ	環境面からは、エコアップとして、タヌキやテンなどの野生動物が高速道路などの上部を横断できるように設置された移動路を指します。
温室効果ガス	温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン、フロンなどが代表的な温室効果ガスです。温室効果とは、地表面から放射され宇宙へ逃げていく熱の一部を温室効果ガスが吸収し、地表面を温室の中のように暖める効果をいいます。
海洋汚染	富栄養化などによる赤潮などの発生、水俣病に代表される重金属汚染、タンカー事故などによる原油流出、DDTやPCBなどの有機塩素化合物などによる水質汚濁、分解されにくいプラスチックなどの廃棄物などの漂流による海洋生物への悪影響など、内海、外海を問わず地球規模で海が汚染されることです。
外来生物	ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息・生育することになる生物をいいます。外来生物の中には、生物多様性を破壊するものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物ともいわれています。
環境影響評価(環境アセスメント)	環境影響評価とは、事業の規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らが事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を実施することを通じて、事業の環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための制度です。
環境影響評価法	環境影響評価法は事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、健康で文化的な生活の確保に資することを目的とし、平成9年6月に制定されました。法改正後10年以上が経過し、環境影響評価が果たすべき役割や評価技術をめぐる状況の変化に対応するために平成23年4月に改正されました。
環境基準	人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた具体的な数値基準のことをいいます。
環境基本計画	環境基本法第15条の規定に基づき定められたもので、第三次環境基本計画が平成18年4月に閣議で決定されました。テーマは、「環境・経済・社会の統合的向上」とし、2050年を見据えた超長期ビジョンの策定を提示、可能な限り定量的な目標・指標による進行管理、市民・企業など主体へのメッセージの明確化を示しております。
環境基本法	1993年(平成5年)に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

環境共生型住宅	地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のことです。
環境情報	地域の環境の特性を把握するために必要な情報のことです。最近では、環境をめぐる情勢の変化を反映して、大気汚染や水質汚濁などの公害に関する項目をデータ化したもの他に、生物や自然景観などの自然環境、人口の分布や土地利用の状況などの社会条件、みどりや水辺などの快適環境などの項目についてのもも含むものが一般的であり、対象とする範囲が広がっています。
環境の保全（環境保全）	「環境」、「環境の保全」といった用語は、包括的な概念をさすものであり、諸法令や文献において、多様な意味に用いられています。環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」としては、公害その他人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいい、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものです。
環境の保全及び創造	福岡市環境基本条例の目的に掲げられているように、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、公害の防止や快適環境の創造、自然環境の保全、循環型社会の構築、地球環境保全などに係る様々な施策を推進することを指します。
環境配慮指針	環境に影響を及ぼすと認められる開発行為の実施に当たっての環境の保全に関する事項、手続方法などを示した指針のことです。
環境負荷	人が環境に与える負担のことをいい、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで環境に悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。
環境容量	一定地域において環境保全上許容できる汚染負荷量の総量を環境容量といいます。
汽水域	河川などから流入する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の汽水が恒常的に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾のことをいいます。
規制基準	工場などから排出又は排水する物質及び発生する騒音などについての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められています。
貴重・希少生物	一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指します。
共生	本来、生物学用語で共存する生物種間の相互作用に関する概念です。両者ともに、あるいは一方のみが利益をうける関係をさし、アリとアブラムシの関係がよく知られています。こうした関係を人間と環境との関係にあてはめ、人間は生態系の一部であり、人間に多大な恵みを与え、生存基盤でもある環境を保全していく重要な責務があるとの基本的認識に基づき、快適な環境を保全・創造していくために、環境とふれあうことによって環境に対する的確な認識を育み、環境に配慮した行動を行い、環境からの恵みを適切に守り育てていくことが重要である、という考えが「人と環境の共生する社会」づくりの根底となっています。
原生林	原始林ともいいます。まったく人手のはいらぬ天然の林で、林学では、ふつう天然林と呼びます。文字通りの原始林は、この地球上にはないといってよく、これに近いものはかなり残されています。
県立自然公園	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、1957年（昭和32年）に公布された自然公園法の第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であって都道府県が条例により区域を定めて指定するものです。
公害	「環境基本法」によると、公害とは「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、(1)大気汚染、(2)水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く）および(7)悪臭によって人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しています。この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。
公害防止管理者	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和46年公布）に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者を指します。特定事業者はばい煙発生施設、汚水など排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設及び振動発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければなりません。

公害防止協定	公害防止協定は、環境に少なからず影響を与えるおそれのある工場・事業所及び特に環境保全に留意する必要がある地域に立地する工場・事業所に対して法律の規制基準よりも厳しい基準などを設定し、事業者これらへの遵守を要請するものであり、地域環境を保全していく上で有効な手段です。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。
公共用水域	水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義しています。したがって、一般にいわゆる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれます。
国立公園・国定公園	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）であって、環境大臣が自然公園法第5条第1項の規定により指定するものです。国立公園は「同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること」、国定公園は「国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること」が指定の要件になります。九州では、阿蘇くじゅう国立公園、雲仙天草国立公園、耶馬・日田・英彦山国定公園、九州中央山地国定公園などが指定されています。
コージェネレーション・システム	石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステムです。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して70～80%にまで高めることができます。
個体群	ある地域に住む同種個体のすべてを含んだものことで、地域の境界は研究目的に応じて任意的に決められることが多く、人為的にある場所に集められたものも個体群と呼びます。
最終処分場	一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体を指します。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチックなど）、管理型（汚でいなど）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）があります。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのことを指しています。
在来種	地域の環境条件に適応し、昔から存在した種類のことで、「郷土種」と同意です。
砂州	一般には海岸や河口・湾口に発達する砂質の堆積地形のことで、地形学では砂嘴（さし）が発達して湾口を閉じたものを指しています。
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。
産業廃棄物	事業所から発生する廃棄物のうち、金属くずやプラスチックくず、廃酸や汚泥など、法律・政令で指定されたものをいいます。
市街化区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して定める区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。
市街化調整区域	都市計画区域の内、市街化区域以外の区域で市街化を基本的には抑制すべき区域をいいます。
自浄作用	河川などが汚濁された場合、時間の経過にともなう、もとの清澄な水域にもどる現象をいい、微生物による酸化、還元、物理的な作用として沈澱、希釈拡散、化学的酸化作用が自浄作用の因子と考えられます。
自然エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称を指します。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものをいうことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを指します。再生可能エネルギーともいわれています。いわゆる新エネルギーに含まれます。

自然環境保全基礎調査	自然環境保全基礎調査は、全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境の保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境庁が1973年（昭和48年）度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施している調査です。一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域などの各々の領域について調査項目を分類し、国土全体の状況を調査しています。
自然公園	優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象とし、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育の場として、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する地域のことで、自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。
自然林	市域の本来の森林である人の手の加わっていないブナ林、アカガシ林、スダジイ林などをいいます。
湿地	一般的には、ウェットランドの訳ですが、ラムサール条約では、第1条で「天然か人工か、永続的か一時的か、滞水か流水か、淡水、汽水、鹹水かを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時の水深が6mを超えない海域を含む」と定義しており、日本語の「湿地」という言葉のイメージよりかなり幅広い環境が含まれます。なお鹹水とは塩水のことで、
地盤沈下	地盤沈下は、いわゆる典型7公害の一つに数えられており、その原因は種々ありますが、鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除き（別途、鉱山保安法などにより対処されている。）、地下水の過剰採取によるものです。地盤沈下は沈下現象の把握がしにくく、沈下が始まると急速に進む可能性が大きく、いったん沈下すればほとんど回復しないとされています。
シャドーフリッカー	風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象を指します。住宅等がシャドーフリッカーの範囲に入っている場合、この影の明暗により住民が不快感を覚えることが懸念されています。
種の多様性	地球上のあらゆる生物種の多様性を意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」及び(3)これら生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。
循環型社会	大量消費・大量廃棄などと対置して使われ資源循環型社会ともいい、水や鉄、アルミ、プラスチックなどの資源が何度も社会の内部を循環する、環境への負荷の少ない社会をいいます。
省エネルギー	一般には、石油や電力などを効率的に使用することを指します。エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定規模以上の工場・事業所や建築物、機械器具に具体的な基準を設けて、エネルギー使用の合理化が促進されています。
照葉樹林	シイ、カシ、タブなどの常緑の広葉樹が優占する森林を指します。
植生	ある地表を覆っている植物的共同体の総称です。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団です。
植物群落	同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいいます。
水質汚濁防止法	1970年（昭和45年）に制定された法律で“工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することなどによって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する”ことを目的としています。
水制	流水の制御または河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物を指します。
生活環境項目	環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、カドミウム、シアンなど人の健康の保護に関する項目以外のもので、生活環境の保全に関する項目として、水素イオン濃度、BOD、COD、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数などが定められています。
生態系	ある地域に生息する生物群集と、水や炭素、日光などの無機質な条件の両方と、それらの関係を含むシステムのことで、エコシステムともいわれます。生物や物質の存在だけでなく、食う・食われるの関係や日光をめぐっての競争などの生物どうしの関わりや、生物が気温や降水量に影響を与えるなどの生物と環境の関わりなどをあわせていいます。
生態系ネットワーク	エコロジカル・ネットワークともいいます。保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮したうえで、これらを有機的につないだネットワークのことで、ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保の他、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策など、多面的な機能が発揮されることが期待されます。

生物指標	例えば、水のきれいなところと汚れているところとでは、その程度に応じてそれぞれ異なった生物がすんでいます。このことを利用して、そこにすむ生物の種類から逆に水質を知ることができるので生物指標といいます。物理化学的手法による水質分析がその水質を一時的に示すことに対して、生物指標は平均的な水質を知ることができ、誰にでもわかりやすくなじみやすいものです。
生物多様性（生物の多様性）	生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の3つをあわせて生物の多様性といいます。生態系の多様性とは、様々なタイプの生態系が存在するということで、他の2つの多様性の基盤として、その重要性が指摘されています。生物種の多様性とは、多くの種が存在するということで、環境の変動に対する安定性や、遺伝子資源としてその重要性が指摘されています。遺伝子の多様性とは、同種の生物であっても、遺伝子レベルで様々な変異があることで、環境の変動に対する安定性や、薬品開発や作物の品種改良などに役立つ遺伝子資源としてその重要性が指摘されています。
絶滅危惧種	レッドリストにおいて、次の3つのカテゴリー（分類群によっては、IA類とIB類をまとめて絶滅危惧I種としています）に掲載されている種を指します。 【絶滅危惧IA類】ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。 【絶滅危惧IB類】IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。 【絶滅危惧II類】絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられる種。
騒音レベル	音の強さのレベルである音圧レベルは、音の物理的な強さをデシベル尺度で表したのですが、人の耳が感じる音の強さとは直接に結びつかないため、周波数による人の聞こえ方の違いを考慮して聴感補正した音圧レベルを騒音レベル（A特性音圧レベル）といいます。
ダイオキシン類	ダイオキシン類は、ものを燃やすと発生しやすい有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを総称してダイオキシン類と呼んでいます。動物実験の結果から、ダイオキシン類は発ガン性、生殖毒性、免疫毒性などを有するといわれています。
大気汚染防止法	1968年（昭和43年）に制定された法律で、大気汚染に関して国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。
大腸菌群数	ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふんと共に排出されます。これらの検出検査は精度が高いため、赤痢菌など腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。
炭化水素	炭素と水素からなる有機化合物の総称です。炭素を骨格とし、酸素や窒素などを含む有機化合物を総称して炭化水素系物質といい、アルコール、エステル、アルデヒドなどがあります。
地域冷暖房システム	一か所または数か所の熱発生施設から一定地域内の建物群に冷温水などを供給してエネルギーを有効利用するシステムをいいます。環境保全に多くのメリットがあります。
窒素酸化物	一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）が主なものです。これらは、石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出されます。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOのかたちで生成され、これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO ₂ となります。この反応はすぐには起こらないので、大気中にはNOとNO ₂ とが共存しています。
低公害車	電気自動車や天然ガス自動車などの、窒素酸化物などの大気汚染物質の排出量の少ない自動車をいいます。また、制動時に生じる運動エネルギーを電気又は圧力ポンプに回収し、加速時に補助動力として使うハイブリッド車も低公害車といえます。
電気自動車	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のことです。排気ガスを出さず、騒音も少ないことから、地球に優しい自動車として普及が求められています。
特定外来生物	生態系などに係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法（2004（平成16）年）によって規定された外来生物を指します。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含みます。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指します。
特定建設作業	建設作業のうちでも、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業の総称をいいます。

特定工場	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の適用を受ける特定工場は、(1)製造業、(物品の加工業を含む。)、(2)電気供給業、(3)ガス供給業、(4)熱供給業に属するもので、それぞれの関係法で規定される、ばい煙発生施設、汚水など排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、又は振動発生施設を設置している工場を指します。
特定施設	工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称をいいます。
特定有害物質	土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある、政令で指定した25物質(鉛、砒素、トリクロロエチレン等)を指します。
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地などの保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区です。
都市景観形成地区	建築物の配置やデザイン、屋外空間の緑化、広告物の規格などについて、一定の基準を設け、それぞれの地区にふさわしい魅力ある都市景観をつくり育てていくため、都市景観条例に基づき指定された地域をいいます。
土壌汚染	土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態をいいます。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったたり、有害な物質を含む液体を地下に浸み込ませてしまったたりすることなどが考えられます。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。
土壌汚染対策法	平成14年法律第53号。土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めています。
二酸化硫黄	燃料中の硫黄(S)分が酸化燃焼されると発生します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。
二酸化炭素	赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきました。しかし、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、石油などの消費に伴う発生量の抑制対策、森林による吸収源対策、固定化技術の開発などが進められています。
二酸化窒素	一酸化窒素(NO)と酸素が結びついて発生し、赤褐色、刺激性ガスとして最も特色があります。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。
二次林	自然・人為のいかんを問わず、何らかの原因により植生が強くあるいは頻りに攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林をいいます。溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程とは異なり、土壌さえ残存していれば初めからカンパ類やマツ類などの陽樹が成長し、長い年月をかけて、やがて陰樹に置き換わり安定した森林(極相)となります。このような遷移を二次遷移と呼びます。
燃料電池	水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を電気化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステムです。排出ガスが極めてクリーンで発電効率も高く、発電の際に発生する廃熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止や大都市における大気汚染対策として、都市部でのコジェネレーションシステムと組み合わせた利用が期待されています。
バードサンクチュアリ	一般的には、「野鳥を主とした野生生物が安心して生息できる場所」として確保された土地を指します。「サンクチュアリ」が教会や神殿などの聖域を意味することから、こう呼ばれるようになったものです。
ばい煙	燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。
廃棄物	廃棄物処理法によると、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された放射性廃棄物を除く。)」とされており、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大きく2分類されます。
排出基準	大気汚染防止法で定められた排出基準は、個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものですが、同じ趣旨のものを水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、悪臭防止法では規制基準と表現しています。
ばいじん	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、燃焼に伴って発生するススなどのことです。ばいじんによる公害を防止するため、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められています。

排水基準	排水基準は、水質汚濁防止法、生活環境の保全などに関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質やBODなどの生活環境項目ごとに定められています。
パイプカルバート	道路が水路を横切ったときや他の道路と立体交差するときに設置されるヒューム管・PC管などでつくられた構造物（カルバート）をさし、タヌキやテンなどの小・中型動物がこれらの構造物を利用することも確認されています。
パッシブソーラーシステム	太陽熱を利用するのに動力を用いずに、換気や通風の工夫、断熱性の向上、躯体に蓄熱させる工夫などを組み込んだ建築手法で、コストに比べてその効果も高く、冷暖房負荷の低減に伴うエネルギー消費量、二酸化炭素排出量などの低減が期待されます。一方、太陽光発電や太陽熱温水器のように、装置を使って太陽エネルギーを取り入れる手法をアクティブソーラーシステムといいます。
ヒートアイランド現象	都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都心部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象をいいます。等温線を描くと都心部が島のようになることから、ヒートアイランド（熱の島）といわれます。
ピオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す専門用語ですが、日本では、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに新たに造成された生物の生息・生育環境空間を指す一般用語として用いられることが多くあります。
干潟	干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達します。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥などの生息場所となるなど重要な役割を果たしています。
ヒナモロコ	国外ではアジア大陸東部に広く分布していますが、国内では九州のごく一部のみに分布している淡水魚です。分布状況からかつて九州が大陸と陸続きであったことを証明する魚といわれています。昭和40年代までは、博多湾と有明海湾奥部に注ぐ河川流域の平野部にいましたが、30年以上、福岡市内では見つかっていません。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧IA類（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種）に分類されています。
貧酸素水塊	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊のことです。水域の底層において、富栄養化によって増殖したプランクトンの死骸や水域に流入する有機物を微生物などが分解するため、酸素を消費し、溶存酸素濃度が極度に低下します。水生生物が貧酸素水塊に長時間接することで死滅するなどの被害が出ることがあります。なお、博多湾環境保全計画では溶存酸素濃度が3.6mg/L以下の場合を貧酸素と定義しています。
風致地区	都市内にある樹林地などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法に基づき定められた地区をいいます。造成や建築などの制限があります。
富栄養化	閉鎖性の水域において、窒素、リンなどを含む物質が流入し、藻類その他の水生生物が増殖繁殖することに伴い、その水質が累進的に悪化する現象をいいます。
福岡市環境影響評価条例	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたっての環境影響評価について条例により規定しているものです。福岡市内で実施される事業には、国の環境影響評価法、福岡県環境影響評価条例または福岡市環境影響評価条例が適用されます。
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質は、比較的長時間大気中に浮遊している粒径10ミクロン（1mmの100分の1）以下の粒子状物質のことで、砂ぼこり、自動車の排出ガス、工場からのばい煙などから成ります。人への影響として、気道や肺に沈着して呼吸機能を悪化させるといわれています。
フロン	炭化水素の水素を、塩素やフッ素で置き換えた多くの化学物質の総称で、正式にはクロロフルオロカーボン類といいます。安価で安定しており安全な物質であるため、発泡剤、冷媒、洗浄剤などとして広く使われていましたが、オゾン層を破壊することが分かり、世界的に製造が規制されることとなりました。
閉鎖性水域	博多湾のように、開口部の狭い水域のことで、水の交換が悪いため、有機物などが蓄積しやすく、水質が汚濁しやすくなっています。
ペグマタイト	石英、長石などの造岩鉱物の巨晶で構成された花崗岩をいいます。市域では長垂で見られます。
ベDESTリアンデッキ	駅前広場などに設置される高架になっている歩行者用の通路を指します。
ポケットパーク	ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中でのうろおいや休憩のために整備された比較的小規模な空間のことを指します。
ボックスカルバート	道路が水路を横切ったときや他の道路と立体交差するときに設置される構造物（カルバート）をさし、人や車の交通のために設けられるが、野生動物がこれらの構造物を利用することも確認されています。

橋石(ほばしらいし)	木質部がけい酸でおきかえられたけい化木で、名島の橋石は新生代の巨大な柱状の化石です。
ボンエルフ道路	住宅地内の車の速度を抑え歩行者との共存を図るために、道路を蛇行させる、道に張り出して花壇を作る、街路樹を配置するなど、道路の幅に変化を持たせる方法が取り入れられた道路を指します。
ミティゲーション	開発による環境への影響を極力減少させるとともに、開発によって損なわれる環境をその場所あるいは他の場所に復元又は創造することによって、環境への影響をできるだけ緩和しようとする考え方のことです。
藻場	大型の底生植物(海藻・海草)の群落のことで、魚介類の産卵場や餌場となるなど沿岸地域の生態系において重要な役割を果たしています。
有害物質	人や生態系に対して有害な化学物質を指し、法令などにおいては一定の定義とともに用いられる用語です。大気汚染防止法では、「物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質で政令で定めるもの」とされており、また、水質汚濁防止法では、「カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と定められています。
有機 EL	有機 Electro Luminescence の略称で、特定の有機物に電圧をかけることにより、有機物が光る現象のことを指します。省電力で輝度が高い、発熱が少ない、水銀を使用しないなど、環境性能に優れています。
要請限度	市長は、自動車からの騒音・振動レベルがこの限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することとされ、また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者に意見を述べることでできるとされています。
溶存酸素	溶存酸素(DO)とは Dissolved Oxygen の略で、水中に溶けている酸素量のことをいいます。
用途地域	都市レベルでの土地利用の基本的な枠組みであり、住居、商業、工業などの土地利用の適正な配置・密度構成による良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動の確保などを目的として、建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導するものです。用途地域には、住居系7種類、商業系2種類、工業系3種類の計12種類があります。
リサイクル	資源となるものを分別回収して再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。ケミカル/マテリアルリサイクル(素材としての再利用)とサーマルリサイクル(熱としての再利用)に大別されます。
緑地保全林地区	市街化区域及びその周辺で良好な自然環境を形成している貴重な樹林地を保全することを目的として、福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例に基づき、保全が必要な300㎡以上の樹林地に対して、一定期間指定される地区のことです。
類型指定	水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川などの状況、騒音に関係するところの都市計画地域などを勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいいます。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因などを取りまとめた図書です。レッドデータブックは環境省以外に、都道府県やNGO、学会などの団体でも作成されています。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物のリストで、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」などのカテゴリーにランク付けされています。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県なども各々の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成しています。
CASBEE(キャスビー)	政府支援の元、産官学共同プロジェクトにより開発された「建築環境総合性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)」の略称で、建物を環境性能で評価して格付けする手法です。CASBEEによる評価では「Sランク(素晴らしい)」「Aランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「Cランク(劣る)」という5段階の格付けが与えられます。 CASBEEでは、建築物の総合的な環境性能を、建築物の環境品質(Q:Quality)と、建築物が外部に与える環境負荷(L:Load)の2つの要素に分けて評価します。より良いQ(環境品質)の建築物をより少ないL(環境負荷)で実現するための評価システムです。
ISO	国際標準化機構の略称で、1947年に設立された世界共通の規格、基準などの設定を行う民間組織。ISO14000シリーズはISOが定めた企業などの環境管理システムの規格です。

Nm ³	Nはノルマル（ノーマル）と読み，0℃，1気圧の標準状態を表すもので，主として排出ガス量などを表す場合に用いられます。1Nm ³ とは，標準状態（0℃，1気圧）に換算した1m ³ のガス量を表します。
SS	Suspended Solid（懸濁物質）の略称で，水中に浮遊している物質の量のことをいい，一定量の水をろ紙でこし，乾燥してその重量を測ります。数値（mg/L）が大きい程，その水の濁りが多いことを示します。